

社会福祉法人照光会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人照光会（以下「法人」）の役員等に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、社会福祉法人照光会定款第5条に定める評議員、第6条に定める評議員選任・解任委員（職員は除く）及び第16条に定める役員（職員は除く）をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は支給しない。

2 役員等には、実費弁償及び旅費を支給することができる。

3 役員等に実費弁償及び旅費を支給する場合は、次のとおりとする。

(1)役員等が、評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事会、監査等
に出席する場合は、実費弁償として1日4,000円を支給する。

(2)役員等が理事長の命令で市外に出張する場合は、照光会旅費規程に
より支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成30年1月19日から施行する。
2. 社会福祉法人照光会役員等実費弁償及び旅費規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。